

条例第4条第3項第2号・第3号（二 障がい者の相談・意思疎通支援等業務、三 障がい者のための媒体製作・貸出し等業務）関係

盲ろう者等支援関係

主な業務	その内容
盲ろう者等社会参加等支援	○障がい者の総合相談の実施・関係機関との連携体制の構築・運用（障がい者社会参加推進センター事業を含む） ○障がい者の社会参加・日常生活に係る総合支援の実施 ○障がい者の社会参加・日常生活に係る情報収集・分析・発信・障がい者理解の普及の推進 ○盲ろう者向けの生活訓練・社会参加支援（情報機器利用や日常生活訓練など）の実施及びその人材確保等 ○障がい者の日常生活の訓練・指導等 ○障がい者社会参加活動（スポーツ・文化芸術等）の支援等
盲ろう者通訳・介助者確保	○盲ろう者（視覚・聴覚の両方に障がいのある者）通訳・介助者（指点字や触手話による情報保障・移動支援を実施する者）の確保等
盲ろう者通訳・介助者派遣	○盲ろう者通訳・介助者の派遣等
失語症者向け意思疎通支援者確保	○失語症者向け意思疎通支援者の確保等
失語症者向け意思疎通支援者派遣	○失語症者向け意思疎通支援者の派遣等

障がい者 ICT サポート関係（大阪市天王寺区上汐4丁目に設置するもの（夕陽丘高等職業技術専門校内1階の一部及び2階）において行う業務）

主な業務	その内容
障がい者 ICT サポート	○障がい者やその支援者等に対する I C T 機器の紹介や貸出、利用相談、情報発信等の ICT サポートの実施等 ○障がい者やその支援者等に対する I C T 機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣等 ○障がい者の就労等支援 I T 講習・訓練等 ○大阪市天王寺区上汐4丁目に設置する建物（夕陽丘高等職業技術専門校内1階の一部及び2階）等の保守管理等（日々の簡易な点検等、同校が維持補修業務委託契約で実施しないもの）

視覚障がい者支援関係

主な業務	その内容
点字図書館	○点字図書館の運営（点字図書の貸出・閲覧・作成など）等
点訳・朗読奉仕員（中級）確保	○点訳・朗読奉仕員（中級）の確保等
視覚障がい者社会参加等支援	○視覚障がい者の家庭を訪問する等により、次の支援等 ・生活訓練、点字指導、日常生活訓練、これらに係る相談・指導等 ○点字広報誌の発行のほか新聞等の即時点字化等 ○視覚障がい者の日常生活に必要な訓練（調理・裁縫・その他）等の支援等 ○視覚障がい者の社会参加活動（スポーツ・文化芸術等）の支援等
視覚障がいのある幼児等支援	○視覚障がいのある幼児・保護者を対象とした相談・療育支援等を実施

聴覚障がい者支援関係

主な業務	その内容
聴覚障がい者情報提供機能	○聴覚障がい者情報提供施設の運営（合理的配慮としての手話通訳者の派遣、手話・字幕入り媒体の貸出・閲覧・制作・手話に係る普及啓発など）等
聴覚障がい者相談支援	○聴覚障がい者の日常生活や社会参加に係る専門的相談等
手話通訳者確保	○特に専門性の高い手話通訳を行う者の確保等
手話通訳者派遣	○特に専門性の高い手話通訳を行う者の派遣等（大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）との連携を含む。）
要約筆記者確保	○特に専門性の高い要約筆記を行う者の確保等
要約筆記者派遣	○特に専門性の高い要約筆記を行う者の派遣等

聴覚障がい者社会参加等支援

- 聴覚障がい者を対象とした国際手話講座・情報機器利用講座等
- 次の者を対象とした手話講座の実施等
 - ・中途失聴者、聴覚障がい者と日常・社会生活をともにする社会人等

条例第4条第3項第4号（四 言語としての手話の認識の普及及び習得に関する業務）関係

主な業務	その内容
難聴児言語獲得支援者養成確保等	○難聴児手話言語獲得支援者（難聴の乳幼児・保護者の教育・心理・言語面から発達を支援する者）の養成・派遣等
難聴児と保護者の相談支援ネットワーク	○新生児聴覚検査等で聴覚に障がいあり（疑いを含む）と判定された乳児の保護者に対する専門的相談・ケア聴覚難聴児の保護者等の手話習得支援を含む。）等

■以上の業務を実施するにあたっては、次の事項を踏まえたものとする。

- ・当該業務を行う前年度までの間に、当該業務に係る年間計画（業務体制・内容等）を策定し、その内容等について府と事前協議し、同意を得ること。また、当該事業計画に関し変更等が必要な場合も、府と事前協議し、同意を得ること。
- ・府の定める要綱（別添3参照）を遵守するとともに、府の方針を十分に踏まえたものとする。
- ・意思疎通支援者の派遣単価について、現在は1時間あたり1,450円としていますが、令和7年度より1時間あたり1,600円とする予定です。
- ・不要となった指定管理料については、毎年度末に精算していただくほか、指定管理料には国庫補助等が充てられているため、執行や不要となった指定管理料の精算の方法等について、別途、府と協議していただきます。